

令和7年度千葉ポートアリーナの管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉市スポーツ協会（以下「乙」という。）とは、令和6年3月6日付けで甲乙間にて締結した千葉ポートアリーナの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第48条第3項の規定に基づき、令和7年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定第48条第1項に規定する指定管理料（以下「年次指定管理料」という。）の額は、195,302,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第3条 基本協定第49条に規定する端数の処理については、5月から翌年3月分までの1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）は1円未満の端数を切り捨て、4月分の月次指定管理料に残額を合算するものとする。

2 基本協定第51条第4項に規定する前金払は、乙の申請により甲の承認を得て、管理業務に必要な経費の前金払を請求することができるものとする。

3 前項の規定により前金払いした場合の月次指定管理料の額は、前条に規定する年次指定管理料から前金払の合計額を差し引いた額を同条の年次指定管理料の額とみなして、第1項の計算方法により月次指定管理料の額を算出するものとする。

（利益等の還元方法）

第4条 基本協定第72条各号に規定する利益等の還元は、乙の発行する納入通知書により指定の期日までに納入するものとする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（リース契約について）

第6条 トレーニング機器のリース契約については、甲が積算した指定管理料（リース料）に不足があったため、甲乙協議の結果、甲が引き続きリース契約を結ぶものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。



令和7年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊



乙 千葉市中央区問屋町1番20号
公益財団法人 千葉市スポーツ協会
理事長 野村和茂



令和7年度指定管理料

195,302,000円

	月次指定管理料(消費税を含む)
4月分	16,275,174円
5月分	16,275,166円
6月分	16,275,166円
7月分	16,275,166円
8月分	16,275,166円
9月分	16,275,166円
10月分	16,275,166円
11月分	16,275,166円
12月分	16,275,166円
1月分	16,275,166円
2月分	16,275,166円
3月分	16,275,166円
合計	195,302,000円

